

令和6年 第7回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年7月17日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和6年7月17日(水) 午後1時25分		
	閉 議	令和6年7月17日(水) 午後1時50分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田 三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	宮原 克也		○
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園 徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課係長	大串 美千子
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第6回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第28号 時津町地域文化部活動改革検討委員会設置要綱

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第7回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第6回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第6回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第6回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第6回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

日程第2、教育長報告を行います。

令和6年6月13日から令和6年7月17日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

7月2日の寄付贈呈式は、個人から町長部局に寄付金、教育部局にご本人の卒業校である時津中学校に運動場から見える時計を2個、時津小学校の体育館に大型スクリーン1台を寄贈いただきました。

○ 吉田教育委員

どなたが寄付されたのですか。

○ 大宅教育総務課長

川口 義己（かわぐち よしみ）さんから、町に500万円と学校に時計2個と大型スクリーンを寄付いただきました。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第5号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第27号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第28号 時津町地域文化部活動改革検討委員会設置要綱

○ 相川教育長

続きまして、議案第28号、時津町地域文化部活動改革検討委員会設置要綱の件を議題とします。

議案第28号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第28号、時津町地域文化部活動改革検討委員会設置要綱について、ご説明いたします。

町立中学校部活動の休日活動の地域移行を令和7年度末までに完了することを目指し、町立中学校における文化部活動を、学校単位から地域単位の取組とするための文化部活動の段階的な地域移行を円滑に進めるため、新たに時津町地域文化部活動改革検討委員会設置要綱を制定するものです。

運動部におきましては、令和4年度に検討委員会を設置し、今までに5回委員会を開催して地域移行に取り組んでいるところです。文化部におきましても令和6年度から検討委員会を設置し、来年度末までの地域移行に取り組んでまいります。

時津町地域文化部活動改革検討委員会設置要綱の趣旨(第1条)としましては、時津町立中学校における文化部活動の地域移行のあり方を検討するため、検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしております。組織(第4条)は、検討委員会の委員を12人以内とし、各号に掲げる者の内から教育委員会が委嘱するとしております。8月には第1回目の地域文化部活動改革検討委員会を開催したく、現在委員を選考中であります。任期(第5条)は、2年としております。また、附則として、時津町地域部活動改革検討委

員会設置要綱（令和4年教委告示第14号）の題名を、時津町地域運動部活動改革検討委員会設置要綱に改めることとしております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

ブラスバンド部は、どうしても音楽室を利用しないとできないものと思われませんが、どうなりますか。

○ 廣瀬学校教育課長

ブラスバンド部は、保護者が立ち会ったうえで音楽室を利用することになると思われますが、鍵の受け渡し等、今後保護者との話し合いを行っていきます。

○ 吉田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

委員の皆様で、文化活動に関し知見を有する方をご存じの方はいらっしゃいませんか。思い当たる方がいらっしゃいましたら、教育委員会の方へ連絡ください。

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第28号、時津町文化部活動地域移行検討委員会設置要綱の件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第7回時津町教育委員会会議を閉会します。